

鳥取県指定介護老人福祉施設等の入所における 優先的取り扱いに関する指針（入所選考指針）の一部改正について

平成 2 9 年 5 月 1 5 日
鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課

1 趣旨

「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」（平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日付厚生労働省高齢者支援課長通知）が改正され、厚生労働省より技術的助言が発出されたことから、鳥取県指定介護老人福祉施設の入所における優先的な取り扱いに関する指針を次により一部改正する。

2 改正の手続き

鳥取県が市町村及び、鳥取県老人福祉施設協議会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会に意見聴取を行い改正（平成 2 7 年 4 月 1 日改正と同様の手続き）

3 改正内容

- （1）要介護 1 又は 2 の方の入所申込みについて、施設は特例入所の要件を入所申込者に丁寧に説明し、特例入所の要件への該当に関する申込者の考えを記載してもらう旨を指針に記載
- （2）申込者側から特例入所の要件に該当している旨の申立てがある場合には、施設は入所申込みを受け付けない取扱いを認めないことを指針に記載
- （3）（1）において申込書の標準様式を変更

4 施行年月日

平成 2 9 年 5 月 1 5 日